



令和7年松戸市議会6月定例会の提出予定議案

定例会に提出予定の議案につきましては 10件になります。

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 専決処分の報告及び承認について | 3件 |
| 2 | 予算関係 | |
| | 「補正予算について」 | 1件 |
| 3 | 条例関係 | |
| | 「条例の制定について」 | 1件 |
| | 「条例の一部改正について」 | 2件 |
| 4 | その他 | |
| | 「契約の変更について」 | 1件 |
| | 「人事案件について」 | 1件 |
| | 「諮問について」 | 1件 |

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部総務課 ☎047-366-7305

FAX 047-363-3200 ✉ mcsoumu@city.matsudo.chiba.jp

令和7年松戸市議会6月定例会提出予定議案一覧

NO	議案番号	議案名	問い合わせ
1	議案第1号	専決処分の報告及び承認について (松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について)	税 制 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 2 1
2	議案第2号	専決処分の報告及び承認について (令和7年度松戸市一般会計補正予算(第1回))	財 政 課 ☎ 3 6 6 - 7 0 7 6
3	議案第3号	専決処分の報告及び承認について (令和7年度松戸市一般会計補正予算(第2回))	財 政 課 ☎ 3 6 6 - 7 0 7 6
4	議案第4号	令和7年度松戸市一般会計補正予算(第3回)	財 政 課 ☎ 3 6 6 - 7 0 7 6
5	議案第5号	松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	選挙管理委員会事務局 ☎ 3 6 6 - 7 3 8 6
6	議案第6号	特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	選挙管理委員会事務局 ☎ 3 6 6 - 7 3 8 6
7	議案第7号	市長の給与の特例に関する条例の制定について	人 事 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 6
8	議案第8号	契約の変更について	学 校 施 設 課 ☎ 3 6 6 - 7 4 5 6
9	議案第9号	監査委員の選任について	秘 書 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 3 監 査 委 員 事 務 局 ☎ 3 6 6 - 7 3 8 5
10	諮問第1号	下水道使用料賦課決定処分に対する審査請求に係る諮問について	行 政 経 営 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 1 1

令和7年松戸市議会6月定例会予定と主な内容

期日	会議予定時刻	会議予定	主な内容
6月18日(水)	午前10時	招集日・本会議	議案提案理由説明
19日(木)	午前10時	本会議	一般質問
20日(金)	午前10時		
23日(月)	午前10時		
24日(火)	午前10時		
25日(水)	午前10時		一般質問・議案質疑
27日(金)	午前10時	総務財務常任委員会	議案等の審査
27日(金)	午後 2時	健康福祉常任委員会	
30日(月)	午前10時	教育環境常任委員会	
30日(月)	午後 2時	建設経済常任委員会	
7月 2日(水)	午前10時	本会議	議案等の採決



市長の給与の特例に関する条例（案）の提出

松戸隆政市長の給与を減ずる特例を設けるため、同条例（案）について令和7年松戸市議会6月定例会へ議案を提出いたします。

●実施内容

松戸隆政市長の給与 2割減額。

●実施期間

条例の施行の日以後、現任期に係る期間。

（令和7年7月2日から令和11年6月2日）

●減額の金額

【給料月額】

現行	減額後	差
月額1,050,000円	月額840,000円	▲210,000円

【期末手当】

現行	減額後	差
3,054,975円	2,443,980円	▲610,995円

※給料月額及び地域手当はひと月に満たない場合は、日割りで計算します。

※期末手当は、6月及び12月に支給するため、令和7年12月、令和8年6月・12月、

令和9年6月・12月、令和10年6月・12月、令和11年6月（計8回）の支給が対象となります。在職期間により支給率に変更があります。

●実施期間中の減額総額 ▲15,630,000円
（※令和7年6月時点での試算）

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部人事課 ☎047-366-7306

FAX047-366-6162 ✉ mcjinji@city.matsudo.chiba.jp

議 案 第 7 号

市長の給与の特例に関する条例の制定について

市長の給与の特例に関する条例を別紙のように定める。

令和7年6月18日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

市長の現任期に係る期間の給与を減額するため。

市長の給与の特例に関する条例

（給与の特例）

第1条 令和7年6月3日現在において市長の職にあった者（以下「市長」という。）に対する同日を含む任期に係る期間（この条例の施行の日以後の期間に限る。以下「特例期間」という。）における給料の月額、特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号。以下「条例」という。）別表1の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、同表に規定する額とする。

第2条 特例期間における基準日（条例第6条に規定する基準日をいう。以下同じ。）に係る市長の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。